

奈良市議会予算決算委員会運営手順書（案）

第1 正副委員長の互選

1. 委員長には副議長、副委員長には議会運営委員長をもって充てる。ただし、副議長と議会運営委員長が同一会派の場合は、副委員長には議会運営副委員長をもって充てる。

第2 分科会の設置等

1. 予算決算委員会に次の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項を所管するものとする。
 - (1) 総務分科会 総務委員会が所管する部局
 - (2) 観光文教水道分科会 観光文教水道委員会が所管する部局
 - (3) 厚生消防分科会 厚生消防委員会が所管する部局
 - (4) 市民環境分科会 市民環境委員会が所管する部局
 - (5) 建設分科会 建設委員会が所管する部局
2. 分科会に分科会委員長及び分科会副委員長を置き、それぞれ当該分科会に対応する部門別常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
3. 分科会は、分科会委員長が招集する。
4. 分科会委員長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。
5. 分科会委員長は、予算決算委員会において所管する分科会の主な質疑及び意見を報告する。
6. 分科会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
7. 分科会は、予算決算委員会が付託を受けた議案のうち、その所管に属する部分を分担して審査又は調査する。
8. 分科会の開催日が対応する部門別常任委員会の開催日と同日となる場合は、それぞれを区別して行うものとする。
9. 分科会においては、委員の議案等賛否の確認、討論及び採決は行わない。
10. 分科会の会議は公開する。ただし、分科会の議決により秘密会とすることができる。

第3 付託議案等の範囲等

1. 予算決算委員会に付託される議案の範囲は、次に掲げる議案とする。
 - (1) 予算又は決算と関連するもの
 - (2) 基金の設置など予算の根幹に関わるもの
 - (3) 手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの
2. 議案の付託先については、議会運営委員会で諮ることとする。
3. 資料要求は、付託又は送付を受けた議案の質疑に係るものに限る。

第4 総括質疑

1. 総括質疑は、分科会委員長報告がすべて終了した後に行うものとする。
2. 総括質疑を行う委員は、予算決算委員長に発言の項目及び要旨をあらかじめ通告しなければならない。
3. 総括質疑の通告期限は、最終の分科会終了後2時間以内とする。
4. 総括質疑の持ち時間は、答弁時間を含め一會派当たり30分、無所属は一人当たり10

分とし、自席から行う。（理事者の答弁についても自席から行う。）

5. 総括質疑の順序は、会派に所属する委員は代表質問順とし、無所属の委員は通告先着順とする。

第5 監査委員に対する質疑

1. 決算審査における監査委員に対する質疑は、総括質疑で行い、識見の監査委員の出席を求めることとする。

第6 修正案の提出

1. 予算決算委員会における修正案（予算の組み替え動議を含む。）は、総括質疑終了後直ちに委員長へ提出するものとする。

第7 表決

1. 議案に反対する会派又は委員は、総括質疑終了後速やかに正副委員長に申し出ることとし、反対の申し出のない議案については、簡易採決するものとする。

第8 開催場所

1. 予算決算委員会は、議場で開催するものとする。
委員長は議長席、副委員長は自席、議長は理事者席の空き席に着席することとする。
2. 分科会は、大会議室で開催するものとする。

第9 分科会の記録

1. 分科会の記録については、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）第30条の規定を準用する。

第10 報告書の作成及び報告

1. 委員は分科会の質疑及び意見について、一人当たり2件以内を分科会終了後副委員長に提出しなければならない。（部門別常任委員会についても同様とする。）
2. 分科会の正副委員長は、提出された質疑及び意見について委員長報告の作成を行う。（部門別常任委員会についても同様とする。）
3. 予算決算委員会は議長を除く全議員で構成されているため、委員長報告は省略するものとする。また、分科会では採決を行わないため、審査報告書は作成しないものとする。

第11 傍聴

1. 分科会の傍聴については、奈良市議会常任委員会傍聴規則（平成23年奈良市議会規則第2号）の例による。